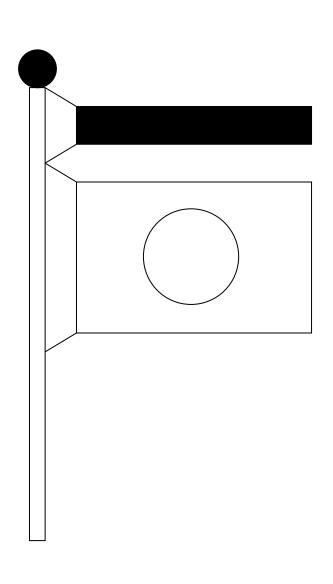
東日本大震災発災十年となる3月11日における弔意表明について

弔意表明に際しては、下記事項に御配慮願います。

記

甲旗掲揚については、「大喪中ノ國旗掲揚方ノ件」(大正元年7月30日閣令第1号) に準拠し、竿球は黒布をもって覆い、旗竿の上部に黒布を付することとするが、弔旗 として半旗掲揚の慣行のあるところでは、それに従ってもよいこと。

蔽



L 大 且 喪 旗 中 竿 或 大 J 旗 喪 上 中 ヲ 部 掲 J 揚 或 黑 ス 旗 布 ル 掲 ト揚 ヲ 附 **キ** ______方 八閣大ノ ス ^ 竿 正件 シ 球 令元 八 年 其 黑第七 J 啚 布 月 ヲ 一三 式 以十 左 ノ テ号日

ż

ヲ

如

シ